

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に係る、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成14年11月19日

京都市長 榎本 頼兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社京都プラザ 管財人 奥野 善彦
京都市左京区高野西開町36番地

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

リバーズ京都
京都市左京区高野西開町36番地

(2) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	平成12年5月22日から平成14年2月5日まで 株式会社京都プラザ 代表取締役 梅村 安 京都市左京区高野西開町36番地	平成14年2月5日から平成14年10月14日まで 株式会社京都プラザ 代表取締役 宮坂博志 平成14年10月15日以降 株式会社京都プラザ 管財人 奥野 善彦 京都市左京区高野西開町36番地

(3) 変更の年月日

平成14年2月5日及び平成14年10月15日

3 届出年月日

平成14年11月6日

4 縦覧場所，期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成14年11月19日（火）から平成15年3月19日（水）まで（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成14年12月29日から平成15年1月3日までを除く。）

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成15年3月19日（水）

（産業観光局商工部商業振興課）

